

第1章 シンポジウムを理解するために

橋本宏子 (神奈川大学)

1 公的年金は、老齡年金だけではない

—重要だが、知られていない障害年金

公的年金制度というと、まず浮かんでくるのは老齡年金で、特に、若い人たちには遠い将来の問題のように思われがちだが、年金制度から支給されるのは老齡年金だけではない。

一般にはなじみが少ないが、障害年金も重要な公的年金のひとつである。ある日突然、病気やケガで心身に障害が残り、日常生活が不自由になり、働けなくなってしまった。こういう時にクローズアップされてくるのが、障害年金の存在である。だから、障害年金は若い人々にも直接関係してくる可能性がある。このことは、全国的に展開されてきた「学生無年金訴訟」に象徴的に示されている。

2 シンポジウムのねらい

—障害年金と代替的紛争解決制度ADR (Alternative Disput Resolutions)

シンポジウムのねらいは、このあまり知られていない障害年金を取り上げ、障害年金とはどのような

ものであり、そこにはどのような問題が内在しているのか、また、問題を解決するためにはどうしたらよいのか、大学や地域には、問題解決にむけ、どんなことが求められているのだろうか。皆さんと一緒に考えていきたいという思いで、このシンポジウムを企画してみた。

特に、年金の問題は、法律には関係のないことに思われがちだが、近年、年金に係る不服申立、なかでも障害年金に係る不服申立が突出して増加してきていることは、巻末〔参考資料〕に示すとおりであり、なかには学生無年金訴訟のように裁判に進むものも少なくない。

学生無年金訴訟がそうであったように、年金に係る不服申立ての多くは、社会保険審査官及び社会保険審査会の審査を経ることになる。(社会保険審査官及び社会保険審査会についての詳しい説明は、後述3―4) 「社会保険審査官及び社会保険審査会」を参照) これらの審査を経た後でなければ、訴訟を提起することはできないという「不服申立前置制度」が取られているからである(この点については、国民年金法第7章、厚生年金保険法第6章等参照)。そして社会保険審査官及び社会保険審査会についての必要事項を定めた「社会保険審査官及び社会保険審査会法」(以下「官・会法」という)は、行政処分についての不服申立ての一般法である「行政不服審査法」に対しては、特別法の位置にあり、両者は緊密な関係にある(例えば、国民年金法101条5項、厚生年金保険法91条の2参照)。

(1) 行政不服審査制度の改革と事前手続／事後手続の総合的・統一的把握

さて、現在、行政不服審査制度の改革が、議論の俎上に上がってきている。

今回の行政不服審査制度改革では、行政手続法の制定と行政過程における事前手続と事後手続の総合的・統一的把握が、究極な課題とされているといわれている。

ここでは、その意味することの概略を明らかにするために、行政手続、行政不服審査、行政訴訟の関係を次頁図1のようにあらわしてみた。

図1について、若干説明を加えると、行政の決定が下される前と後とで区別した場合に、行政決定に至るまでに行政が行うべき「事前手続」を通常、行政手続という。これに対し行政決定（行政処分）が下された後の「事後手続」が、図1でいえば、行政不服審査と行政訴訟ということになる。また、行政手続と行政不服審査は、あいまって司法過程より前の段階で行政過程全体を通じての適正手続の保障を担保しようとしているといえる。

(2) 社会保険の事前手続 ― 不当・違法な不利益処分の事前防止

さて、行政手続の基本原則としては、A告知・聴聞 B理由の提示 C活動準則の設定・公表があ

げられているところ、わが国の行政手続法では、行政手続を①申請に対する処分
の手続 ②不利益処分の手続 ③行政指導の手続 ④届出の手続 の4つに類型
区分している。

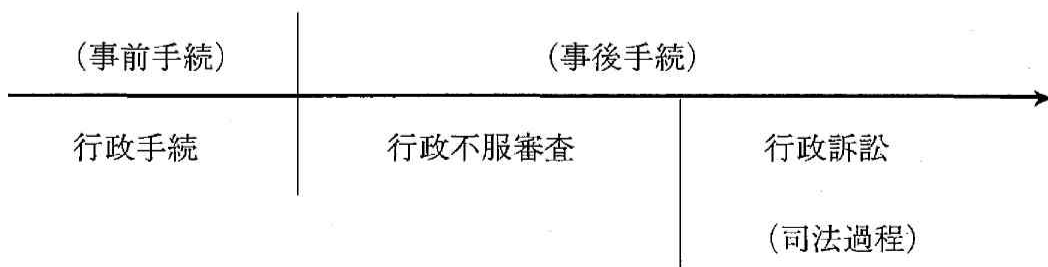
社会保険に即して考えれば、私たちが、関係機関の窓口に行き、年金を受給す
るための申請をし、決定を受ける。その過程は、下記図1でいう、事前手続であ
り、その過程が、公正・適正に行われることを確保するために定められているの
が、行政手続法だということになる。

社会保険に係る第一線の窓口での対応が、しっかりしていれば、事後行政手続
である不服申立をせずに早期に解決したと思われる事案も少なくない(5-1)
「必要な市民への情報提供と相談窓口」をあわせ参照)。

不利益処分の手続について、行政手続の基本原則が遵守されれば、不当・違法
な不利益処分が、事前に防止されることになる。このことは、社会保険において
も例外ではない(なお、行政手続法13条2項4号に留意)。

事前行政手続と事後行政手続は、こうした意味で密接に関係している。シンポ
ジウムで「年金申請の手続を知ろう」という提起を行い、情報提供の重要性や申

図1 司法過程より前に行政過程全体を通じての適正手続の保障



請へのアドボケイトの必要性を提案しているのも、法的にみれば、事前行政手続と事後行政手続を総合的に捉えることにより、司法過程に先立つ、行政過程全体を通じての適正手続の保障を実質的なものにしていこうと考えてのことである。このことは、報告者の一人である湯浅さんが年金請求に至る経緯やシンポジウムでの会場からの質問からも、切実に感じられることではなからうか。

(3) 行政不服審査制度の改革による事後行政手続の方向性

ところで、現在の行政不服審査法は、①手続の簡易迅速性、と②審理の公正および申立人等の手続的保障を目的としているが、行政不服審査制度改革の方向性(注)は、②を重視する方向で動いてきている、といわれている。特に、処分担当と審査担当の職能分離、具体的には、審査担当者、および第三者的審査機関の設置によって審査の公正・第三者性を実現する案が提案されているという。

(注) 行政不服審査制度の改革は、前述のように「行政過程における事前手続と事後手続の総合的・統一的把握」におかれていることからすると、ここでいう行政不服審査制度改革の方向性は、その中の事後手続、すなわち現在の行政不服審査法に多く対応する部分の改革の方向をさしていることが窺える。行政不服審査制度の改革については、みやすいところでは、「ジュリスト」No.1324に、関連するいくつかの論文が掲載されている。本稿もこれらの論文等を参考としているが、まだ改革の全容がかたまっていないわけではなく、本稿の説明は、筆者の理解の範囲で、筆者の責任で行うものである。

(4) 注目すべき第三者機関としての社会保険審査官・社会保険審査会の機能

すでに、健康保険法や厚生年金保険法等の社会保険の分野については、行政不服審査法の基本法則と異なり、個別法律に存する審査請求の根拠規定に基づき、社会保険審査官・社会保険審査会という法定の第三者機関（処分庁とその上級庁に対して独立して不服審査・裁決を行う行政機関）が設けられていることは、先にも触れたとおりである。

行政不服審査制度の改革においては、「第三者機関」が、審理の公正および申立人等の手続的保障に、どのように寄与することになるのか、また行政不服審査を司法とのかかわりで、どのように位置づけていくのが、重要な緊急課題となっていることからすると、社会保険審査官・社会保険審査会の現状を分析し、その効用と問題点、克服すべき方向性を明らかにしておくことは、改革を実りあるものにしていく上でも、重要な意味をもつ、といわなければならない。

ここでは、多くをふれる余裕はないが、一例をあげれば、社会保険審査会では、不服申立人等への口頭審理請求制や審理手続における対審制がとられているが、その公正手続のあり方は、十分に明らかになっていない。口頭陳述人である請求人等からの審査庁への質問も適宜に認められるべきではないかという議論もある。官・会法では、社会保険審査官・社会保険審査会は、準司法手続であると説明されて

いるが、通常「準司法手続による行政不服申立制度」といわれる制度（例 独占禁止法45条以下参照）とどこがどう違うのか、みえにくい点も少くない。さらに、近年では、司法権の限界を補う行政機関による「裁判」（この場合、司法権は、原処分の適否ではなく、「前審裁判」の適否の審査に留まることになるという考え方）も提起されている。こうしたことも、視野に入れながら、社会保険審査会をADRとしてどのように位置づけるかは、今後の重要な法的課題のようにみえる。

また、社会保険審査会が容認裁判を出しても、原処分庁が当該請求人以外の者に対して行った個別の処分には拘束力は及ばないから、行政側が、社会保険審査会の裁判を尊重する態度を取らないかぎり、前述の容認裁判に係る当該原処分と同一の内容の請求が、社会保険審査会に多数係属するという事実も発生することになる。社会保険審査会の容認裁判と立法政策との連携も大きな課題である。

話を整理しておこう。行政不服審査制度の改革の中で、行政不服審査は、①手続の簡易迅速性と②審理の公正及び申立人等の手続的保障という2つの目的のうち、②を重視する方向に動いてきている、といわれている。社会保険審査会の現状は、この②の方向を、具体的に考えていくうえで、素材を提供すると考え、いくつかの指摘を行った。

さて、これからの（社会保険分野も含めた）行政不服審査が、②を重視する方向に動いてきているから

とって、それが①手続の簡易迅速性と無縁でないことは衆目の一致するところだろう。むしろ、②を重視することが、それだけ手間や時間を要することにもなることからすれば、①を保ちながら、②を充実させていくためには、審査請求人に対する法律家と社会保険労務士等、他領域の専門家の総合的支援が不可欠となる。その総合的支援の中核として、大学に求められてきている役割も大きいことは、〔5〕(2)「市民を助けるアドボケイトの育成と大学の役割」をあわせ参照)シンポジウムでも指摘されているとおりである。

市民が、社会保険労務士や関連機関の職員、弁護士をはじめ法律の専門家と手を携えて、障害年金についてのトラブルを未然に防ぐとともに、社会保険審査会等の苦情機関にもっと目を向けることで、裁判にかわる代替的紛争解決制度であるADRへの具体的な歩みを進めていくことが、いま切に求められてきていると思うが、どうだろうか。ぜひ、考えてみていただきたい(なお、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が、平成十九年四月より施行されることになった。詳しい検討は、他日に期したい)。

そのための素材提供として、ここでは、まずはじめに、障害年金を含む公的年金制度の全体像を示しておくことにしたい。

3 もう一つの年金「障害年金」はどう使うか

―制度の仕組み、現状と課題を考える

(1) 公的年金制度の構造

公的年金制度は、昭和61年4月の年金法の大改正によって、2階建ての年金制度が導入され、現在に至っている。この2階建て年金制度は、国民年金を全国民共通の基礎年金と位置づけ、原則として、20歳以上60歳未満の国民全員が加入することとされた。

図2の第1号、第2号、第3号は、国民年金の被保険者の区分であり、全国民はそのいずれかの被保険者となる。第1号被保険者には自営業者、無職の人、20歳以上の学生などが、第2号被保険者にはサラリーマン、公務員、私立学校の教職員などが、第3号被保険者には第2号被保険者の被扶養配偶者である20歳以上60歳未満の人が、それぞれ該当する。

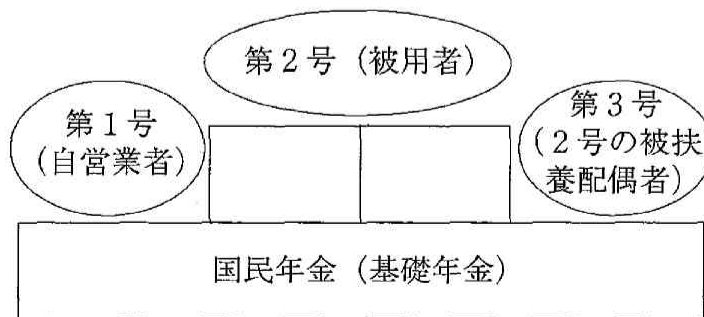
この結果、第1号被保険者及び第3号被保険者は、国民年金のみの加入となるが、第2号被保険者であるサラリーマン、公務員、私立学校の教職員などは、同時に厚生年金保険や共済組合の被保険者・組合員でもあるから、公的年金へ二重に加入することになる。

(2) 公的年金制度の負担と給付

保険料の納付や年金の給付も2階建て制度に対応する。第1号被保険者は、国民年金の保険料を個別に納付する。国民年金のみの加入だから支給される年金も国民年金（「基礎年金」）のみとなる。第2号被保険者は、毎月の給料から厚生年金保険や共済年金の保険料が天引きされる。このなかには国民年金の保険料も含まれる。従って、年金は、原則として、国民年金と厚生年金保険・共済組合から、「基礎年金」と「厚生年金・共済年金」が支給される。第3号被保険者は、自ら国民年金の保険料を納付する必要はない。それは第2号被保険者が支払う厚生年金保険や共済組合の保険料で第3号被保険者の保険料分を国民年金に拠出しているからで、第3号被保険者には国民年金からのみ「基礎年金」が支給される。

一方、公的年金制度は、「老齢」「障害」「死亡」を保険事故とする保険制度であるから、これらの保険事故が発生し、法律で定める一定の要件を満たすと、それぞれ加入していた年金制度から、所得保障としての「老齢年金」「障

図2 公的年金制度の種類と被保険者の範囲



害年金」「遺族年金」が支給される。

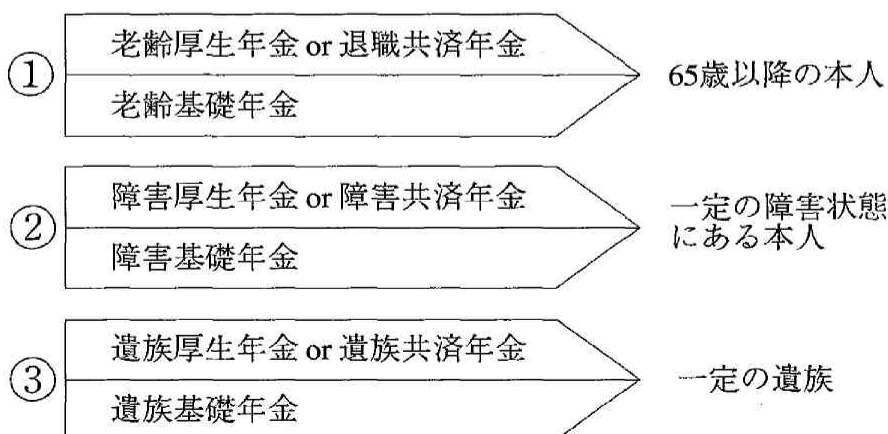
以上の関係を、サラリーマン（第2号被保険者）に例をとってその概要を図示すると、図3のとおりである。なお、第1号被保険者、第3号被保険者については、1階部分の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）のみが支給される。

(3) 障害年金を受給するには

障害年金を受給するためには、一定の要件を満たす必要がある。この要件を「受給要件」という。受給要件は、障害基礎年金、障害厚生年金・障害共済年金ともに、①資格要件、②保険料納付要件、③障害程度要件の3つがあり、原則として、3つの要件をすべて満たすことが必要となる（表1参照）。

裁定請求の結果、受給要件を満たす判断されると、初診日に加入していた年金制度及び障害の程度によって、表2のような障害年金又は障害手当金が支給される。

図3 年金給付の種類（サラリーマンの例）



しかし、障害年金を受給するまでの道のりは長く険しい場合が多い。受給要件を満たすには困難な要素が多いからだ。例えば、バイクに乗っていて転倒し障害を負った場合は、多くはその日に病院で診療を受け、また、障害年金の裁定請求までの期間も長くないので、「初診日」や「障害の程度」は明確になるが、疾病が原因となる障害（例えば、糖尿病を発生原因とする失明）の場合は、長い年月の経過があるために、いつが初診日なのか、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日）当時の障害の状態がどうであったのかが、簡単に分からない場合が多い。決め手になるのはカルテだが、その保存期間は、医師法で終診から5年とされている。

このように、同じ年金制度のなかでも、退職・老齢、死亡のように発生理由が明確な「老齢年金」や「遺族年金」に比べて、障害を事由とする「障害年金」は、受給要件を満たすかどうかの判断が即決し難いという問題がある。加えて、こ

表1 障害年金の受給要件

年金種別	受給要件	受給要件のあらまし
障害厚生年金 障害共済年金	資格要件	初診日に厚生年金保険の被保険者であること
	保険料納付要件	一定の国民年金保険料を納付していること
	障害程度要件	障害等級1・2・3級に該当すること
障害基礎年金	資格要件	初診日に国民年金の被保険者であること（被保険者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で、国内に住んでいればよい。）
	保険料納付要件	一定の国民年金保険料を納付していること
	障害程度要件	障害等級1・2級に該当すること

これらの立証は請求者である障害者に委ねられており、これが障害年金の受給の難しさに拍車をかけている。その他、複数障害の場合や、年金加入前である20歳前障害の問題もある。

頻繁な法改正による複雑化した制度を理解し、自ら請求手続を行い、権利を主張していくことは容易なことではない。巻末「資料」に示したように、障害年金に係る苦情申立が突出して増加してきていることも、こうしたことに関連しているように窺える。

それでは、障害年金の請求が認められなかったとき、人々はどこに苦情を申し立てているのだろうか。次に苦情申立機関について、その概略を述べておくことにしたい。

(4) 社会保険審査官及び社会保険審査会

障害年金の請求をしたのに、その請求を認めないという処分決定がなされたとしたら、それは請求人にとって不利益処分ということになる。それでは、処分の内容に不服があるときはどこに不服を申し立てればよいのだろうか。

表2 障害年金の内容

加入制度	障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級	手当金
厚生年金 共済組合 と 国民年金	障害厚生年金又は 障害共済年金1級	障害厚生年金又は 障害共済年金2級	障害厚生年金又は 障害共済年金3級	障害手当金
国民年金	障害基礎年金1級	障害基礎年金2級		

不利益処分の取り消しを求める不服申立の一般法としては、行政不服審査法があるが、社会保険については、官・会法に基づき、行政不服審査法の基本法則と異なる仕組みが定められ、第三者機関（処分庁とその上級庁に対して独立して不服審査・裁決を行う行政機関である社会保険審査官及び社会保険審査会）に対し、審査請求することになっている。

具体的には、社会保険庁長官がした、被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分等に不服がある場合は、社会保険審査官に審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対し再審査を請求することができる。但し、保険料の徴収その他徴収金の賦課等に不服がある事業主は、社会保険審査会に直接審査請求することができる。このように、社会保険の不服申立て制度は、「社会保険審査官」及び「社会保険審査会」による二審制がとられており、また、裁判所への訴えは社会保険審査会の裁決を経たあとでなければ行うことができないとする不服申立前置主義がとられている（図4参照）。

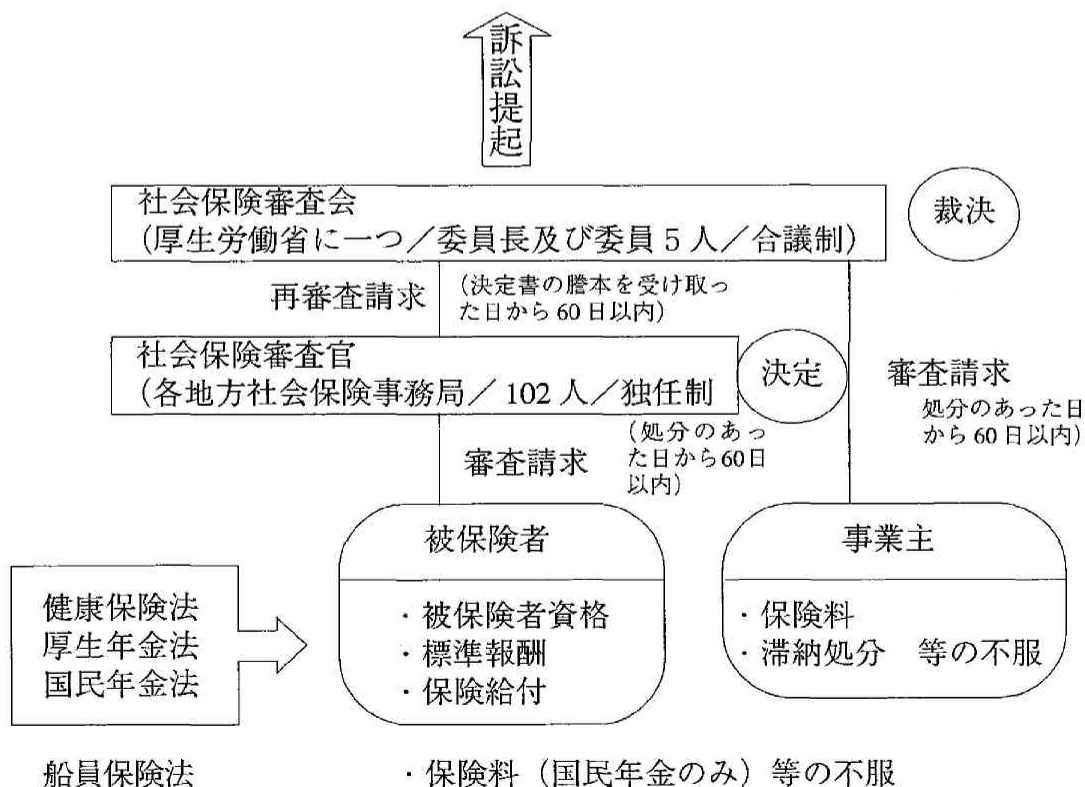
なお、社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣によって任命され、社会保険審査会は、衆参両議院の同意を得て厚生労働大臣が任命する委員長及び委員5人をもって組織される。

社会保険審査官は一人で事件を審査する「独任制」であるのに対して、社会保険審査会では、事件ごとに委員長及び委員のうちから指名される3人（審査長1名、審査員2名）をもって構成する合議体で事件を取り扱う「合議制」をとっている。社会保険審査会の審理は原則公開とされ、その指揮は審査長が

行う。請求人・代理人と、保険者・代理人に加え、参与（被保険者利益代表2人、事業主利益代表2人。なお、国民年金は被保険者及び受給権者の利益代表4人）は、審理期日に出頭してそれぞれの立場で意見を述べ又は意見書を提出することができるとされており、通常、36頁図5の配置で審理が行われている。また、その他利害関係のある第三者の参加や参考人の出頭も認められている。審理期日後、裁決を行うため合議体により合議（非公開）が行われる。裁決は文書をもって行われ、請求者にその謄本が送付される。

巻末「参考資料」にみるように、不服申立件数が急増する中で、社会保険審査会委員並びに事務局職員の多くは、荷重な労働の中で日々努力を重ねてきているが、この審査会の存在はあまり知ら

図4 社会保険の不服申し立ての流れ



れていない。今日、公務員の削減が緊急な政策課題となっているが、市民の生命・生存を守るために、逆に、その拡充こそ求められる分野もあることを知ってほしいと思う。

このような社会保険審査会ではあるが、苦情を申立てる市民の側からすれば、社会保険審査会への要求や不満は少なくないだろう。苦情の申立をした市民や社会保険労務士や弁護士が、現状の社会保険審査会をどうみているのかは、今後の社会保険審査会のあり様を考える上でも重要である。

4 シンポジスト／報告者の位置づけ

ここで、シンポジスト／報告者の位置づけを明らかにしておきたい。

まず、湯浅和恵さんは、薬害が原因で、両眼が失明に近い状態となり、障害年金の請求をした方である。このような障害を負った方には、問題なく障害年金が支給されそうだが、現実はその簡単ではない。障害年金の請求には、障害年金の認定日請求（15頁及び91頁図6参照）と「事後重症」（90頁注21参照）があるが、湯浅さんのケースは、この点に関係した問題である。どう関係して、何が問題になったのだろうか、本文をよく参照してほしい。

湯浅さんのケースは、社会保険審査会で、再審査請求人である湯浅さんの請求が認められた事案であ

る。しかし、ここに至るまでの過程は、残念ながら平坦ではなかった。自身が、歯科医でもあった湯浅さん、医療保険をはじめ、社会保険には、一般の人よりはなじみがあったようにみえる湯浅さんではあるが、現状はどうだったろうか。考えさせられることが少なくない。年金制度、特に障害年金制度への情報提供やアドボケイトの必要性についても痛感させられる事案である。

池原毅和弁護士は、学生無年金訴訟の原告側の代理人であり、「全国精神障害者家族の会」の顧問弁護士でもある。こうした経緯から、池原弁護士が、代理人となっている当該訴訟の原告は、精神障害に罹患した方々である。障害年金を受給するためには、初診日がいつだったかが、重要になる（例 厚生年金保険法第47条、注3参照）。あわせて、前述の「障害年金を受給するには」（14頁3―(3)参照）、精神障害の場合、症状が、長い期間にわたって段々に進行することが多いことから、湯浅さんのようなケースと比べても、初診日の特定が難しいことが多い。

池原弁護士には、学生無年金問題へのかかわりから、報告をお願いしたしだいであるが、学生無年金訴訟それ自体には、「初診日」問題の他にも多くの問題があることは周知のとおりである。社会保障争訟における代理人として活躍している池原弁護士には、年金制度、特に障害年金制度への情報提供やアドボケイトについてどう考えているのか、また社会保険審査会についてはどのような意見をもたれているのか といったこともシンポジウムの中で、伺いたかったことである。

青木久馬社会保険労務士は、障害年金に精通した数少ない社会保険労務士の一人であり、しかも自身が中心となり、年金制度についての地道な相談・支援活動を全国的に展開されている方でもある。

今回、シンポジウムを開催するにあたり、初めて知ったことだが、障害年金に精通した社会保険労務士はほんとうに少なく、したがって障害年金に関する不服申立において請求人の代理人となるような社会保険労務士は、一握りにすぎない。そこには、障害年金の代理人を引き受けていても、社会保険労務士として生活が成り立たないという深刻な事実も関係している。

青木報告の中では、現行の障害年金制度に対する大胆な問題提起や社会保険審査会への批判も展開された。審理手続における対審制の問題など社会保険審査会の法的性格にかかる筆者（橋本）の問題意識も、シンポジウムにむけた青木さんとのやりとりで触発された面が少なくない（前述9頁参照）。認定基準の法的性格をアメリカ法にいう実質的証拠基準を視野に入れつつ検討することや理由付記のあり様についても、今後は関心をむけていきたいと考えている。特に認定基準との関係では、アメリカ法で前記基準が採択される場合には、その前審手続が、第三者機関により、かつ、司法手続に準ずる手続を採択していることに興味をそそられている。

ところで、青木さんのシンポジウムにおける問題提起の一部については、率直な反論も考えられることから、このシンポジウムの参加者との質議（例えば、質問6）をふまえたとりまとめを本報告の最後に

筆者の責任で参考として掲載してみた。議論がさらに広がることを期待したい。

5 シンポジウムを通じて、発展させていきたいこと

最後に、今回のシンポジウムを契機にして、私達が今後発展させていきたいことを要約し 結びとしたい。

(1) 必要な市民への情報提供と相談窓口

障害年金を受給するためには、いくつかの「制度上の約束事」がある。その中には、保険料の納付や初診日を証明するカルテのように、障害になってからでは、対応しにくい問題も多い。私達は、普段からそのような知識を身につけておくことが必要である。

くわえて、障害年金の裁定請求はどこにすればよいのか、裁定に不服がある場合はどこに不服を申立てることができるのだろうか。

市民が、主体的にこれらのことを駆使していくためには、必要かつ充分な、しかもわかりやすい情報提供が、アドボケイト（社会保険労務士、弁護士等）を通じて、市民に提供されることも重要である。こ

のことは、学生無年金者が生み出されてきた背景からも窺われるところである。

近年 社会保険審査会への苦情申立が、急増してきていることは、先にも触れたが、その中には、第一線の窓口での対応がしっかりしていれば、早期に解決したと思われる案件も少なくないことを強調しておきたい。

(2) 市民を助けるアドボケイト（社会保険労務士、弁護士等）の育成と大学の役割

社会保険審査会への苦情申立が、急増してきているとはいえ、全体としてみれば、市民が主体的に不服申立制度を利用するまでにはいたっていない。

年金制度、特に障害年金制度には、技術的に煩雑な問題も多く、市民を助けるアドボケイト（社会保険労務士、弁護士等）の存在は不可欠である。

だが、実際に障害年金を請求する段になっても、障害年金に精通した社会保険労務士、弁護士を見いだすことは難しいのが現状である。障害年金に精通した社会保険労務士、弁護士が少ないのは、前述のように障害年金の代理人になっても、生活が維持できないことも影響している。

しかし、数は少ないとはいえ、障害者の年金問題の重要性に気づいている社会保険労務士や弁護士の方々がいらっしやることもまた確かであり、すでに、社会保険労務士や弁護士の中では、市民や地域に

対して何ができるのか、チームワークを組んで市民をバックアップする地道な活動もはじまってきた。このことは、このシンポジウムの開催さらには、この報告書の作成にあたり、十指にあまる社会保険労務士の方々や、関連機関の職員の方々が、多大なご協力を下さったことにも示されているように思う。

これらの社会保険労務士や関連機関の職員の中には、神奈川大学の卒業生も含まれている。

こうした現状を考えれば、大学が社会保険労務士や弁護士とも連携して、これら専門集団の組織づくりの一翼をになえるよう努力することは、社会的使命といえよう。

大学としても、社会保険に係る専門人育成とあわせ支援の枠組形成にむけて、一日も早く具体的な一歩を踏み出したいものである。今回のシンポジウムがそのための契機となることを期待したいし、筆者自身、その取組みに尽力したいと考えている。

なお、本報告書では、シンポジウムにおける発言にかかる説明を、対応するページの下欄に注記した。あわせて参照していただきたい。

(なお、筆者は二〇〇二年四月より三年間、神奈川大学を休職。社会保障審査会委員の職にあつた。)